平成２３年（フ）第６５７号
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金800番地85
破産者　有限会社ｗｏｒｋ　ｏｎｅ’ｓ　ｗｉｌｌ
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２８６号
千葉県八街市八街に226番地24
破産者　平岡　和之
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３０２号
千葉県富里市根木名221番地140
破産者　大下　元実
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３４６号
千葉県印旛郡栄町安食卜杭新田902番地27
破産者　吉浦　四郎
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第７５４４号
埼玉県越谷市南越谷１丁目20番10号
破産者　株式会社ジャパンツアーサービス
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７５４５号
宮城県仙台市太白区袋原２丁目９―33　須田清子方
破産者　須田　友善
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５３６号
東京都中央区新川１丁目６番11号
破産者　株式会社プラソン
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８６３５号
東京都千代田区猿楽町２丁目２番６号
破産者　株式会社そうよう
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２１５６号
徳島県徳島市南昭和町１丁目48番地１
破産者　株式会社ジオスこども
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２１５７号
大阪府大阪市浪速区元町２丁目12番16号　志ビル502号
破産者　楠　　恒男
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７５号
東京都国分寺市本町２丁目２番14号セントクオークビル７階
破産者　株式会社スタジオガラパゴス
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２１８号
東京都中央区新富２―12―６新幸ビル２階、商業登記簿上の本店所在地東京都港区芝２丁目９番５号
破産者　株式会社ショウエンジニアリング
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２３２号
東京都国立市富士見台３丁目36番地の６ホワイトセンチュリー三田307
破産者　株式会社前澤組
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２３３号
東京都国立市富士見台３丁目36番地の６ホワイトセンチュリー三田307
破産者　坂田　六夫
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２８１号
東京都多摩市落合３丁目13番１号
破産者　有限会社エヌ・ケイコーポレーション
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２８２号
東京都多摩市愛宕４丁目１番地１―501
破産者　安中　信雄
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４６５号
静岡県牧之原市須々木965番地の１
破産者　株式会社ヤマ清
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６３５号
静岡市葵区瀬名川１丁目31番55―１号
破産者　駿河貿易株式会社
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４７３号
名古屋市守山区幸心１丁目1317番地
破産者　有限会社吉住自動車
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３６号
三重県津市本町29番24号　第二オキナマンション516号室、開始決定時三重県松阪市鎌田町826番地１
破産者　水谷　雅行
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第５８号
北海道滝川市新町１丁目４番10号
破産者　有限会社滝川仕出しセンター
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第３４５号
北海道旭川市９条通23丁目４番地
破産者　有限会社旭文社
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部